

第4回 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会 議事録

- 1 日 時 令和2年11月11日(水) 10:00～11:30
2 場 所 千葉中央コミュニティセンター10階101会議室
3 出席者

《委員》20名(代理出席3名)

藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、高梨園子委員、名取信子委員(代理:吉野博一様)、大石千恵委員、大里千春委員、高木登世美委員、大川敦委員、斯波恭太郎委員、梶田啓介委員、植竹昌人委員(代理:太田良照様)、小林清悟委員(代理:稲村寿永様)、佐藤ひとみ委員、浜田恒明委員、石橋徹委員、水間明宏委員、青木俊委員

(WEB参加:松野由希委員、深井貴幸委員、小川良一委員)

(欠席:成田斉委員、常住昭嘉委員、板倉照夫委員)

《事務局》4名

飯島成行課長、大木戸孝也課長補佐、勝地康裕主査、岡田泰幸主任主事

《傍聴》1名

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議題
 - ・第1号 千葉市バリアフリーマスタープラン(案)について
- (4) その他

- (5) 閉会

5 配付資料

- ・次第
- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・資料1 第3回協議会以降の検討状況・今後の進め方
- ・資料2 第3回協議会(8/27)からの変更点
- ・資料3 千葉市バリアフリーマスタープラン(案)[概要版]
- ・資料4 千葉市バリアフリーマスタープラン(案)
- ・参考資料1 施設設置管理者への周知について
- ・参考資料2 バリアフリー基本構想(稲毛地区)の策定に向けた進め方

6 議事の概要

(1) バリアフリーマスタープラン（案）について

事務局より、バリアフリーマスタープラン（案）について説明し、了承された。

(2) その他

事務局より、施設設置管理者への周知について、バリアフリー基本構想（稲毛地区）の策定に向けた進め方について説明した。

委員より、交通バリアフリー教室や福祉講和について情報提供された。

<会議録>

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「第4回千葉県バリアフリー基本構想推進協議会」を開催致します。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます、交通政策課の大木戸でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、委員23名中、委員17名、また代理出席者3名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第7条第2項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます

また、議事の公開につきましては、「千葉県バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開するとなっております。本日は1名の方に傍聴頂いております。

なお、本日の協議会開催にあたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員にみなさま方にはWEBでのご出席も案内させていただき、3名の方にWEB出席をしていただいております。

会場につきましては、テーブルや席の消毒を行った上、入口への消毒液の設置、窓を開けての換気、席の間隔確保などの対策を実施しております。

また、対策の一環として、ご出席の皆様にはマスクの着用を、傍聴される皆様には、万が一出席者に感染者が発生したときに備え、住所等の記載にご協力をお願いしております。更に、会議中、ご発言の際にお使いいただくマイクは、担当職員の方で都度消毒をいたしますので、少々、お時間をいただく場合がございます。

みなさまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

それでは、まず、本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては事前にお送りさせていただきます。

次第、委員名簿、座席表、

- ・資料1 第3回協議会以降の検討状況・今後の進め方
- ・資料2 第3回協議会（8/27）からの変更点
- ・資料3 千葉県バリアフリーマスタープラン（案）[概要版]
- ・資料4 千葉県バリアフリーマスタープラン（案）
- ・参考資料1 施設設置管理者への周知について
- ・参考資料2 バリアフリー基本構想（稲毛地区）の策定に向けた進め方

でございます。

また、机上に配布しております資料は、

資料4 千葉県バリアフリーマスタープラン（案）の100ページに脱字がありましたの

で、追記修正したものとなります。お手数おかけしますが、差替えをお願いいたします。
配付漏れはございませんでしょうか。

2 会長挨拶

【事務局】

それでは、初めに、当協議会の会長である日本大学理工学部教授 藤井 敬宏様よりご挨拶を頂戴します。

【藤井会長】

おはようございます。

千葉県バリアフリーマスタープランについて、これまで皆様にご意見をいただきながら進めてまいりました。来年予定されている改定を前提とした考え方や、これまでPDCAが具体的に回っていなかったという反省等を踏まえ、今回、計画の全体像をお示しし、ご審議いただくこととなります。

皆様に最終的なご判断をいただいたうえで市民の皆様へパブリックコメントに諮るステップを踏みたいと考えております。お気づきの点がございましたらご議論いただいたうえで最終的に承認を諮りたいと思いますので、ご協力の程どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。

委員紹介

【事務局】

続きまして、代理出席の方をご紹介します。

千葉県老人クラブ連合会 名取 信子様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理の事務局長 吉野 博一様でございます。

千葉県警察本部交通部 交通規制課長 植竹 昌人様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で交通規制課 警部補 太田良 照寿様でございます。

千葉県警察本部 千葉市警察部総務課長 小林 清悟様でございますが、欠席とのご連絡を受けており、本日は代理で稲村 寿永様でございます。

最後に、本日、ご欠席の方です。

千葉県バス協会 専務理事 成田 斉様、及び千葉県タクシー協会千葉支部 事務局長 常住 昭嘉様、千葉県県土整備部都市整備局 公園緑地課長 板倉照夫様、3名が本日は所用のため、欠席と連絡を受けております。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願い致します。

藤井会長、よろしくお願い致します。

3 議題 第1号 千葉県バリアフリーマスタープラン（案）について

【藤井会長】

議題第1号 バリアフリーマスタープラン（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。

【事務局】

議題第1号「千葉県バリアフリーマスタープラン（案）について」ご説明致します。

お手元の資料1をご覧ください。

まず初めに、第3回協議会以降の検討状況・今後の進め方についてです。

本年8月27日に開催しました第3回協議会において、委員の皆様への意見照会や市民意見募集の結果、また、地区別方針や今後の検討事項等について、ご審議いただきました。

その際、頂きましたご意見等を踏まえ、マスタープラン（案）を作成しましたので、本日、ご審議をお願いするものです。

今後の進め方につきましては、本日の協議会での審議を踏まえ、バリアフリーマスタープラン（案）に関するパブリックコメントを、12月1日より実施する予定です。

これに合わせ、事業者への周知としてマスタープランに位置づけられている22の促進地区における生活関連施設の施設設置管理者に対し、マスタープランの内容周知等のほか、パブリックコメント実施についてもご連絡する予定です。この件は、後ほど、「4 その他」にて、詳しくご説明させていただきます。

その後、令和3年2月頃に予定している第5回協議会において、パブリックコメントの結果について報告し、今年度内でのバリアフリーマスタープラン策定・公表を目指します。

続きまして、資料2をご覧ください。

前回、8月27日に開催しました協議会にてお諮りしたバリアフリーマスタープラン（案）から、その後の庁内調整等を踏まえて修正した点についてまとめたものとなります。主だったものを抜粋し、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。上段部分の千葉県バリアフリーマスタープラン（案）の概要版に係る修正点についてです。2行目に記載しております「裏面」、「第4章 移動等円滑化促進地区の設定」において、変更前は項目名を「（3）重点整備地区設定の考え方」、説明文を「重点整備地区に位置付けることとします」としておりました。しかしながら、重点整備地区は地区別バリアフリー基本構想の策定と合わせて設定するものであるため、この表現ではバリアフリーマスタープランにおいて重点整備地区を設定するように受け止められてしまうことから、項目名を「（3）重点整備地区検討の考え方」、説明文を「重点整備地区として検討します。」と変更しております。

続いて、下段部分の千葉県バリアフリーマスタープラン（案）に係る修正点です。

本編6ページ、変更前を「-」（横バー）としている項目です。本編では第1章の「1. 2 バリアフリーマスタープランの目標と位置づけ」の中に「（1）国の目標」という項目がありますが、そこに文章を追記するものです。これは、国が定めるバリアフリー法に基

づく基本方針において、施設や車両などそれぞれの項目ごとに設定されている令和2年度末までのバリアフリー化の目標について、現在、国において、次期目標についての検討が進められており、今年度中に公表が予定されていることから、次期目標内容が公表された際には、本市も同様に国の目標に沿う旨を追記したものです。

2ページをご覧ください。2段目の本編32ページの部分です。本編では第4章の「4.2 生活関連施設・生活関連経路の設定」の中に「(1) 生活関連施設の設定」という項目がありますが、そこに文章を追記するものです。これは、生活関連施設の設定根拠を分かりやすくするため、「不特定多数の高齢者・障害者等の利用が考えられる施設を生活関連施設として設定する。」との前提条件を追記したものです。

続きまして、その下の段、本編33ページの部分です。本編では「表16」として「生活関連施設抽出ルール」を一覧表にして掲載しておりますが、そこに、「公立小中学校」の脚注を追記するものです。これは、バリアフリー法の一部改正に伴い、「公立小中学校」が建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物に追加されたことを踏まえたものです。バリアフリーマスタープランでは生活関連施設に位置づけておりませんが、地区の状況や各学校の実態を踏まえ、地区別基本構想を策定する際に生活関連施設への位置づけを検討する旨を追記しております。

続きまして、一番下の段の、本編37ページの部分です。本編では第5章の「5.3 バリアフリー化促進に向けた配慮事項」に文章を追記するものです。これは、本市が東京2020大会の競技会場都市として、会場周辺のバリアフリー化やパラスポーツの普及促進を積極的に取り組んできているため、今後、その取り組みを全市的に広げていく姿勢を示す必要があることから、「東京2020大会の競技会場都市として、障害者等への理解の促進や共生社会の実現に向けたパラスポーツ交流イベント実施などのほか、多様な来訪者の受入を見据えた環境整備の1つとして海浜幕張駅周辺で行われたバリアフリー整備など、東京2020大会を契機とした取組を市全体に波及させていく必要があります。」との説明を追記したものです。

前回協議会からの、主な変更点は以上となります。

【藤井会長】

質疑に入りたいと思います。

ご質問、ご意見いただける方はいらっしゃいますか。

【大石委員】

小中学校が特別特定建築物になるという話がありましたが、高校は対象とならないため、バリアフリー化の取組は自主性に働きかけることになるのでしょうか。

【事務局】

今回、バリアフリー法が改正され基準適合義務の対象となったのは公立小中学校のみであるため、高校の取り扱いは今後、国の動向を踏まえ検討していきたいと考えています。

【大石委員】

障害のある生徒の入学などの状況にその都度応じるのではなく、いつ障害のある生徒が入学しても差し支えないように整備を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

公立の小中学校に通えても、高校で通えなくなるとは意味がないと思うため、学校全体で整備が進むとよいと思います。

【事務局】

大石委員のご意見は各学校に入学される障害者に対する懸念であると思いますが、市としては、それに加え、避難所としての位置付けも考慮に入れて、小中学校のバリアフリー化を進める必要があると考えています。

障害のある児童・生徒の入学が把握された時点で、それらの学校を優先して整備していきたいということは教育委員会からも伺っています。さらに公立小中学校は避難所として使われることや特別支援学級も増えてきていることから、バリアフリー法での義務付けが必要との認識が高まり、国において法改正が行われ、新築、改修時の基準適合義務が定められたところです。

市として学校を生活関連施設として位置づける必要性については、避難所としての位置づけや地域開放の状況など個別の状況を確認しないと分からないため、地区ごとの基本構想の検討の中で判断したいと考えています。

【藤井会長】

学校のバリアフリーについては、教育の中の課題と、施設活用上の課題の両面があります。障害を理解する、あるいは障害者を理解する取組は小中学校で終わるものではなく、その後の教育や生涯教育の中でも連続的に取り組む必要があります。ノーマライゼーションの考え方の中で、誰もが普通に生きていくための取組は小中学校だけで終わるものではないと考えていただきたいと思います。

引き続き、事務局より千葉市バリアフリーマスタープラン(案)の説明をお願いします。

【事務局】

次に、前回の協議会において、今後の検討事項としてご説明いたしました「第7章 全市における取組の促進」及び「第8章 バリアフリーマスタープランの実現に向けて」について、ご説明させていただきます。

それでは、資料4 マスタープラン本編 100 ページをご覧ください。

「第7章 全市における取組の促進」では、心のバリアフリーや情報のバリアフリーなど、ソフト面の取組について記載しております。

本市においても、パラスポーツ大会が頻繁に開催され、試合観戦や体験を通して、子どもから大人まで、身近に障害及び障害者に関する理解と認識を深める機会が増えてきております。

しかしながら、新型コロナウイルスなどの感染症拡大の危惧による声かけの減少などにより、これまで以上に高齢者、障害者等が移動や施設の利用に不便が生じている状況も

指摘されており、ソフト施策の充実がより一層求められております。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、関連する本市の個別部門計画とも連携し、バリアフリー化の促進のために必要な全市的な取組として、「心のバリアフリーの促進」、「情報のバリアフリーの促進」、「施設整備に伴うバリアフリー化の促進」、「外出支援の取組の促進」、「地域における一体的な取組の促進」の5項目を設定しております。

まず、「7.1 心のバリアフリーの促進」についてです。バリアフリー法に基づく基本方針の改正では、移動等円滑化の促進に関する住民等の理解の増進及び協力の確保に関する事項をマスタープランに記載することが明記されました。これを踏まえ、心のバリアフリー等に係る取組を検討・促進し、誰もが自然に助け合い、快適に過ごせる環境を整備していきます。

具体的に、8つの取組項目を記載しております。

- ①高齢者、障害者等との交流の場を設置し、ふれあうことによるバリアフリーの意識づくりを推進します。
- ②講演会や研修を実施し、高齢者、障害者等への理解を広めます。
- ③学校教育や生涯学習等で、介助体験、疑似体験、パラスポーツ体験に取り組むなど、あらゆる世代で高齢者、障害者等への理解を深めるとともに、バリアフリーに対する意識を高めます。
- ④本市職員等関係者に対し、対応要領に沿った計画的な研修を実施します。
- ⑤障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講習会などの啓発活動を実施します。
- ⑥各種障害者等に関するマークの啓発・広報を行い、配慮が必要な人に関する正しい知識及び理解を促進します。
- ⑦バリアフリー学習や広報を通じ、障害者等用駐車区画の適正な利用などを含めた交通及び設備利用に関するルールの徹底とマナー向上を図ります。
- ⑧違法駐車・駐輪、はみ出し看板類等、円滑な移動を阻害する行為の防止に関して、道路管理者と交通管理者が連携して、市民や事業者理解と協力を求めるための啓発・広報活動を実施します。

続いて、「7.2 情報のバリアフリーの促進」についてです。具体的に、4つの取組項目を記載しております。

- ⑨バリアフリー化された施設の情報を、駅周辺の分かりやすい場所に掲示するなど、バリアフリーに関する情報が得やすくなるよう取り組みます。
- ⑩インターネットを活用し、人的サポート体制の状況やバリアフリー化の取組状況等、バリアフリーに関する情報を一元的に提供します。
- ⑪バリアフリーマップ（千葉県：ちばバリアフリーマップ）によるバリアフリー情報の提供を行っていきます。
- ⑫道路や公園などの維持管理を徹底するため、市民による意見投稿システム「ちばレポ」

の周知を図ります。

続いて、「7.3 施設整備に伴うバリアフリー化の促進」についてです。具体的に、1つの取組項目を記載しております。

⑬施設整備や改修等の事業機会を捉え、各事業者や施設設置管理者等が本マスタープランに掲げたバリアフリー化促進に向けた配慮事項を踏まえてバリアフリーに係る整備を推進することにより、市全域でバリアフリー化の促進を図ります。

続いて、「7.4 外出支援の取組の促進」についてです。具体的に、2つの取組項目を記載しております。

⑭福祉有償運送事業や福祉タクシーなどの福祉移送サービスの利用を促進することにより、高齢、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動や公共交通機関を利用することが困難な人にとっての、日々の生活を支える第二の足を確保します。

⑮移動を介助するヘルパーやボランティアの活動を促進、周知します。

続いて、「7.5 地域における一体的な取組の促進」についてです。具体的に、3つの取組項目を記載しております。

⑯地域の実情に応じて地域住民と連携し、バリアフリー化等の環境整備を促進します。

⑰災害時に避難行動要支援者の避難を可能にするため、地域で避難支援を行う体制の整備に努めます。

⑱公立小中学校におけるバリアフリー化等の環境整備を推進します。

以上を、「第7章 全市における取組の促進」に位置づけております。

続きまして、本編 102 ページをご覧ください。

「第8章バリアフリーマスタープランの実現に向けて」では、バリアフリーマスタープランの目標や方針の実現に向けての内容及び今後の地区別のバリアフリー基本構想の策定に向けた検討等の5つ項目を記載しております。

まず、「8.1 市民及び関係事業者へのマスタープランの周知・啓発」についてです。

本マスタープランに基づく取組を推進するため、事業者説明会等を開催し、生活関連施設に設定した施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市内の関係所管へマスタープランの内容を周知していきます。

また、本マスタープランの進捗状況や、今後作成予定の基本構想、特定事業計画の内容など、バリアフリー施策の推進に関する情報を一元的にまとめ、市民に提供できるよう本市のホームページ等において情報公開を行います。また、前章に示した心のバリアフリーの促進にもあわせて取り組むことで、バリアフリーに対する市民意識の醸成・啓発に努めます。

次に、「8.2 届出制度等による事業内容の調整」についてです。

マスタープランにおける促進地区内では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしてしようと

する公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する三十日前までに市町村に届け出ることとされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。届出対象となる施設及び行為は、次ページをご覧ください。

市内の駅出入口や駅前広場は基本的に道路法による道路となっており、生活関連施設である旅客施設で出入口の新設や改変を行う際には、原則として届出の対象となります。

また、通路による乗換経路がある場合や、駅出入口から道路に出るまでに道路以外の公共用通路等を経由する場合は、それらの通路等との間の経路に改変がある場合も届出対象とします。ただし、商業施設へ直結する出入口等は対象とはなりません。

道路においては、駅出入口と接する部分の新設や改築、修繕を行う場合にはすべて届出の対象とします。また、道路から駅出入口までに道路以外の公共用通路等を経由する場合は、それらの通路と接する部分における行為も届出対象とします。

届出の対象となる事業として旅客施設周辺におけるまちづくり事業や駅前広場再整備事業等が考えられますが、これらはバリアフリー化促進への影響が大きいため、事業着手前の届出だけでなく、計画段階、設計段階において関係者と十分な調整を図って共通認識を確保するよう努めるとともに、事業内容に関する市民意見の反映の機会を設け、地元住民だけでなく、高齢者、障害者等の意見が整備に活かされるように留意します。

また、このほかにも、届出対象となることが想定される事業の計画が明らかになった段階で、マスタープランに記載した配慮事項等を踏まえた整備がされるよう、関係者との調整や、必要に応じて市民意見の反映の機会の設定に努めて参ります。

続いて、「8.3 重点整備地区の指定と基本構想の策定」についてです。

第3章などでも、示しておりますが、今後、バリアフリー化の実現に向けて、事業化が見込まれる地区等を、重点整備地区として定めるため、基本構想を策定していく旨を記載しております。

バリアフリー化の事業主体となる公共交通事業者、道路管理者等の施設設置管理者及び教育啓発を行う主催者は、具体的なバリアフリー化に向けた事業を設定し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進していきます。また、定期的にバリアフリー化の進捗状況を点検していきます。

続いて、「8.4 重点整備地区における事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進」についてです。

今後、設定する重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、市民意見の反映や相互理解の促進のため、市民や関係団体、事業者との意見交換等を実施し、具体的な事業や取組について、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、公表するといった仕組みを検討します。

最後に、「8.5 マスタープランの段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）」についてです。

本マスタープランは第3章の4に示したように、令和12年度（2030年度）までを計画期間としています。中間年度である令和7年度（2025年度）には、マスタープランの中間評価を行うとともに、促進地区の追加提案を受けた場合は、必要性等を考慮し、重点整備地区の追加指定と合わせて検討を行い、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会での審議を踏まえ、段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図ります。

また、計画期間の最終年度には、マスタープランに掲げた取組の進捗状況や社会情勢の変化、バリアフリーをとりまく環境、技術、人々の意識等を踏まえ、内容の見直しや、必要に応じて改定を行い、引き続きバリアフリー化の継続的な発展を図っていきます。

以上で議題第1号「バリアフリーマスタープラン（案）について」のご説明を終わります。

【藤井会長】

只今ご説明いただきました、第7章、第8章についてご審議をいただきたいと思います。ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

【大里委員】

手をつなぐ育成会として、心のバリアフリーの促進に関する部分を一番期待しているところです。バリアフリーが完璧に促進されたとしても、障害者への配慮の目がなくなってしまうことを危惧しています。ホームのギリギリを歩いていても誰も声をかけずに落ちてしまうという事故が未だにあるのが現状です。

道徳・教育面を育てるための取組がどれだけ進むかに期待していますので、よろしくお願いします。

【藤井会長】

今後への期待ということで承ります。

【大石委員】

福祉タクシー券について、障害者でも支給対象は重度と限られていますが、支給対象として高齢者はどう含まれていくのか教えて頂きたいです。

【佐藤委員】

現時点ではそのような話はありませんが、今年度より高齢者も福祉有償運送を利用できるよう事業拡充を進めているため、そちらをご利用いただければと思います。

今後高齢者も増加するため、他部署と連携して検討していきたいと考えております。

【藤井会長】

公共交通会議も各自治体で設けられています。公共交通の整備と福祉交通の整備のバランスは難しい課題であり、公共交通会議の中に福祉の所管も含めて議論する体制になってきています。

移動に困っている人の把握や交通不便地域の確認を行い、それらの移動を支援するた

めの方策の一つとして、デマンドタクシーなどの活用を含めたタクシー券の活用が考えられます。

他市では75歳以上で使えるタクシー券の支給などを検討している例もあります。

福祉タクシー、介護タクシー、福祉有償運送事業など、介護要件に該当する方の移動支援、少し移動に不便のある方の移動を支援する事業など、バランスを見て検討したいと思います。

7-4で福祉タクシーに関する内容がありますが、バリアフリーの全体像を受けた内容もあれば、公共交通の利用に支障のある人がいることを知らなければならないといった意識啓発を図る内容も記載されています。

バリアフリー基本構想だけでは対応できないため、千葉市の地域公共交通会議と連携して、移動支援をサポートしていただきたいと思います。

【大石委員】

私が一般市民としてパブリックコメントに回答するとすれば、高齢者がタクシー券を利用できるようになるのかと考えると、質問しました。会長のおっしゃる趣旨は良く理解できます。

【岩井副会長】

届出制度の対象となる工事に関連して、駅のエレベーターや通路の工事でバリアフリーの出入口が通れなくなる場合に、事前に知ることができる仕組みはあるのでしょうか。以前、JR駅のエレベーター工事の日に入試があったことがあり、受験生には障害がある方もいたため、当日エレベーターが使用できないことが分かったら大変慌てるだろうと感じました。その際は私が事前に連絡することができましたが、事前に情報確認できると良いと感じます。

【事務局】

市の工事の場合は、現地で看板等を事前に出すことで周知しています。事業者による告知を市で表示するという仕組みまではありませんが、届出制度の運用についてはご意見を踏まえ今後検討したいと思います。

【大川委員】

JRでは、計画的な工事と突発的な事故による工事が 있습니다。計画的な工事については、あらかじめ告知を紙で現地に表示していることもあれば、対応できていないこともあります。予期せぬ故障への対応等の工事については、利用できず支障が生じている場面はあると思います。予告しているものについても、その場所でしか掲示していないことが大半であり、いつも利用している人には情報が伝わりますが、そうでない人に伝わらないことが課題となっているため、社内でも引き続き対応を検討していきたいと考えています。

【藤井会長】

視覚障害者にとっての音響式信号機の情報を知りたいというニーズなども含め、情報のバリアフリーの充実について、生活関連施設、経路の情報が総括的に集約、発信できる

仕組みが検討されると望ましいと思います。

【大石委員】

ご指摘の通り、一見的に来た人が困ることもあるため、今後、市としてどこまで周知するかを検討し、取組を広げてほしいと思います。

これまで、市や鉄道事業者等が取り組むシェルターやエレベーター等の工事について、身体障害者連合会に具体的な工事内容や利用動線の変更を事前周知していただいています。身体障害者連合会に加入している会員には周知ができますが、より広くの利用者に周知することが望まれます。

また、千葉駅の工事では、「工事中です、足元にお気をつけください」という音声案内があるため助かっています。このような取組は良いと思います。

【藤井会長】

千葉市には、「千葉レポ」のように市民が気づいたことを市に上げてもらう仕組みがあります。上がってきた意見を事業者で受け入れるとともに、市民意見とそれに対応する事業者意見が一体となって発信されるとより良くなると思います。

7、8章について審議いただきましたが、記載内容への問題の指摘はなく、この内容のとおり進めていただきたいという期待を込めた意見だったと思います。届出制度などについてはテクニカルな部分もありますが、市民周知を図るために踏み込んだ記載をされていると認識しています。この内容を持って市の方向性を示して、市民に提供させていただくということ为宜しいでしょうか。

それでは千葉市バリアフリーマスタープラン（案）について提案の通り承認し、スケジュール通りパブリックコメントに進んでいただきたいと思います。

4 その他

【藤井会長】

続きまして、「その他」といたしまして、事務局の方から説明はありますでしょうか。お願いいたします。

【事務局】

冒頭にお話ししました、生活関連施設の施設設置管理者への周知についてご説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。

バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設として位置づけている施設設置管理者に対し、パブリックコメントの実施と合わせて、個別に周知文を送付します。

バリアフリーマスタープランを今年度中に策定予定であること、生活関連施設として設定する予定であることの周知に加え、各施設においてバリアフリーマスタープランの方針を踏まえ、ハード・ソフトの両面から積極的にバリアフリー化の促進に向けて検討いただけるよう依頼することを目的としております。

生活関連施設数は、11月1日時点、計321施設です。そのうち、民間施設が190施設であり、これら民間施設に対して個別に周知を行うことを予定しております。

続きまして、お手元の参考資料2をご覧ください。

バリアフリー基本構想策定のモデル地区として選定しましたJR/京成稲毛地区について、第3回協議会にてご説明いたしましたが、今後の進め方等について、修正及び追加事項をご説明させていただきます。

まず1点目、1ページ「2の構成員案について」です。稲毛地区の生活関連施設の一覧の右下に、「公立小中学校」への対応を追加しました。今後、生活関連施設への公立小中学校への位置づけを検討するとともに、事業者WGや地区WG等の構成員としての参加も想定している旨を記載しました。

2点目は、2ページ「3.基本構想の策定に向けた流れ」についてです。今後、施設管理者への周知やパブリックコメント実施後の令和3年1月以降に稲毛地区の事業者との調整等を進めていきたいと考えております。

3点目は、3ページ以降に追記した「参考の特定事業の検討について」です。生活関連施設及び生活関連経路の施設設置管理者が、特定事業の検討について、“基本構想の策定検討段階”及び“基本構想の策定・公表後”において、具体的にどのような検討が必要か明記しております。まず、“基本構想の策定検討段階”では、

- ・基本構想の策定にあたって、地区内の生活関連施設及び生活関連経路の施設設置管理者等は、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための事業（特定事業）を検討し、基本構想に特定事業として設定すること。
- ・特定事業の検討にあたっては、まち歩き点検ワークショップ（地区WG）等における整理事項を踏まえ、今後のバリアフリー化に向けた対応方針について検討依頼、事業内容の調整等（事業者WG）を行うこと。
- ・特定事業等の実施見込みがない場合でも、生活関連施設としての設定は継続し、長期的な展望に立ち段階的な整備を検討する等の取組を基本構想に記述すること。

を記載しております。

次に“基本構想の策定・公表後”では、

- ・各施設設置管理者等は、基本構想で設定した特定事業に基づき、バリアフリー化の具体的な事業の実施に向け、特定事業計画を作成すること。
- ・特定事業計画の作成時期については、早期の事業実施に向けて、基本構想策定後、可能な限り速やかに（おおむね1年以内に）作成することが求められること。

を記載しております。

なお、どのように特定事業を基本構想に掲載していくのか、各施設設置管理者が理解しやすいよう、3ページ下段及び4ページにイメージを掲載しています。

記載内容は、施設名や事業主体、所在地、建築年といった施設の概要のほか、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針、事業内容や実施時期を記載していくことを想定してお

ります。

今後、モデルとしてJR／京成稲毛地区の基本構想策定を検討していくにあたって、各施設設置管理者等との協議・調整のうえ、特定事業の内容を整理していくものと考えております。

以上、「その他」について事務局からの説明を終わりとさせていただきます。

【藤井会長】

生活関連施設までのネットワークをどう構築するかという中で、民間施設が190もありますが、一つずつ声掛けをいただきながら促進を図るとのこと、地区別基本構想を展開していく際に具体的な特定事業のフォーマットを示すことなどについてご説明いただきました。

ご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

【松野委員】

JR 稲毛駅から京成稲毛駅は実際に歩いてみて歩道も狭く大変と感じているため、選定されたことは素晴らしいと思います。

特定事業のイメージで示している短期・中期・長期というのはどういったスパンの検討になるのか教えてください。

【事務局】

現時点では管理者と具体的な実施時期などの話し合いも始まっていないため、内容を詰めながら情報提供していきたいと思っております。

【藤井会長】

本日は関東運輸局千葉支部より「バリアフリー教室」の取組について、ご紹介があるようです。斯波委員、よろしく申し上げます。

【斯波委員】

心のバリアフリーの推進の具体例として、交通バリアフリー教室で取り組んでいる介助体験、疑似体験についてご紹介します。自治体や社会福祉協議会、バス協会等関係の皆様とタイアップして開催しているものです。

八街市と当局で、平成27年から毎年バリアフリー教室を開催しています。資料には昨年朝陽小学校で実施した報告をお示ししています。オリエンテーションを行い、体育館でバスの乗り方、車いす、アイマスク、白杖の利用方法、視覚障害者の介助体験を実施したり、ノンステップバスを提供いただき、普段バスに乗らない人にICカードの使い方、バス内でのマナー等をお知らせしたりしています。千葉市などバス路線網が発達している地域ではバスに乗ったことのない人は少ないので、バスの乗り方より、車いすを実際に使ってバス乗降を体験する、介助体験をする方が良いかもしれないと考えています。

昨年度は高校生を対象とした教室も実施し、UD タクシーに車いすで乗降する体験などを行いました。

終了後アンケートを実施したところ、参加したお子様たちの感想から障害理解が進ん

でいることが分かっており、将来的に障害のある人に寄り添えるような大人になってほしいと期待しています。

千葉市においてもバリアフリー教室の開催に向け、協議会の事務局である交通政策課から教育委員会をご紹介いただき、来年度の開催に向けて調整を行っているところです。

【藤井会長】

バリアフリーマスタープランを進めていく中で、小中学生の体験は重要となります。

知らないと何もできませんが、知ることで声掛けができるようになりますので、取組を進めていただけるとのことで、ありがたいと思います。

【高梨委員】

体験は非常に大事だと思います。

あるテレビ映像で見たのは、これまでどのようなことを思っていてバリアフリー体験によってどう変わったかの子供たちに聞いたところ、導きたかったのは「今まで差別していたことが分かった」という言葉だったが、「怖かった」、「悪いなと思った」といった意見しか出なかったとの内容でした。

差別をなくすということ子どもの中から理解できるようにプログラムの中で導くことを基本に考えていただきたいと思います。教育関係をはじめ、いろいろな活動の中に入れていただけるとよいと思います。千葉大学学長もそのような教育方針で取り組んでいると言っていました、私自身も身近なところで取り組んでいきたいと思います。

【佐藤委員】

高齢障害部として、障害理解促進、普及啓発、社会参加の促進を図ることを目的に、心のバリアフリーに関連する事業に取り組んでいます。

大石委員に参加いただいている福祉講和については、市内小学校において児童生徒の視点に立って体験談を語っていただいたりレクリエーションをしたりしています。

その際には、委員の方から伝えてほしいこと、委員の方が伝えたいことを聞きながら取り組んでおり、これからも多様な意見を共有して取り組んでいきたいと思います。

大石委員のお話を聞くと現場の雰囲気も伝わると思います。

【大石委員】

小学生は、これまで差別をしていたということを理解するまでには至りません。私が福祉講和を行う際には、自分がいつ障害者になるか分からない、障害者になっても日常生活を送らなければならないといったときに、自分の努力も必要ですが周りの支援が大変重要であるということを理解してもらうことを重視しています。

聴覚障害者の方は、普段の生活での不便さはそれほどありませんが、非常時の情報が音声放送であるため伝わらないことで困っています。電光掲示板で情報表示されるようになってほしいと思います。

また、どんなバス路線に乗っても整理券が出る場所は決まっていますが、ICカードをタッチする場所がバラバラなため、統一できないものかと思います。

【藤井会長】

私の研究室の学生に大学院生までいった聴覚障害者がいました。手話ができず口話で対応していましたが 6 割も読めていない状況で、理解を深めるためには他の学生をサポートにつけないといけない状況でした。情報は一つではなく重ねて多方面から伝えないといけないと思います。その学生はそれまで一人旅をしたことがなかったのですが、学会発表のため一人で飛行機に乗った際、「先ほどの揺れはご心配ありません」というカードを示してもらったことなどから、一人でも安心して移動できるようになるきっかけができたとのことでした。

誰に情報をどう伝えるか、その内容と質をどう高めるか、ソフト面でできることを深めていけると良いと思います。

【大里委員】

福祉講和について、知的障害に関する話はあるのでしょうか。

社会福祉協議会から小学 3、4 年生に冊子が配られますが、知的障害に関する内容はありません。社会福祉協議会の方の話の聞くと、知的障害についてはどのように記載すればよいか難しいとのことで、今後の課題だと認識しています。手をつなぐ育成会でも啓発活動に取り組んでいるため、そのような機会を与えてくださったり、一緒に考えていただけるとありがたいです。

【水間委員】

土木部では、平成 15 年からバリアフリー基本構想に基づき道路整備に取り組んでいます。バリアフリーマスタープランが固まりつつある中で、地区・経路が追加されているため、全体としては一定程度の整備がされていますが、取組を推進していく立場から、追加された事項についても含めて検討を進めていきたいと考えています。今後、道路の整備についてアンケートやまち歩き点検などを依頼し、案が固まり次第意見照会をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

【大石委員】

広報広聴課にスマホで道路の不具合等を送る仕組みがあるとのことですが、視覚障害者は被写体がきちんと映ったかまでは確認できません。土木事務所では電話でも対応していただけたと思いますが、広報広聴課でも電話対応していただきたいと思います。

稲毛海岸駅では、突然歩道が大きく盛り上がっているところに誘導用ブロックがかろうじて乗っている箇所があります。交差点に水が溜まっていて渡れないという状況もあり、その都度連絡ができ、補修対応していただけるようになるとうよいと思います。

【水間委員】

バリアフリーマスタープランの中でも千葉レポの話がありましたが、スマホが使えれば千葉レポで写真付きで投稿いただけたら、職員が対応についての大枠の判断ができるのでありがたいです。それが難しいものについては、土木事務所におおよその位置と状況を教えていただければ、住宅地図から確認して現場で対応を検討します。

補修関係については土木部に年間 15,000 件ほど寄せられます。要望は 12,000 件ほど承っており、そのうち千葉レポは 10%ほどで、それ以外は電話や FAX、市長への手紙などとなっています。気になさらず電話連絡いただければよいと思います。

【梶田委員】

道路の異常についての電話連絡について、全国的な取組で道路緊急ダイヤルというものがあります。市道・国道など道路管理者が分からない時もあると思いますが、「#9910」まで電話いただければ、そちらから管理者に連絡できるため利用されるとよいと思います。

【藤井会長】

「#9910」について、運転する人は知っている情報かもしれませんが、歩行者は知らないかもしれないので、市としても PR していただけるとよいと思います。

その他、何かご紹介したい取組等やご意見はありますでしょうか。

無いようですのでこれもちまして、本日すべての審議事項が終了しました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】

藤井会長ありがとうございました。

長時間のご審議ありがとうございました。

以上もちまして、「第4回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させていただきます。

なお、次回の協議会は年明けの2月頃に開催する予定でおりますが、開催日程につきましては、詳細が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。